

まん ひ
万引は

はんざい
犯罪です！

みせ
お店のものを

かね はら
お金を払わずに
もってこることは

わる
悪いことだよ
やっちゃ
だめだよ！



刑法より

第235条

他人の財物を窃取した者は
窃盗の罪とし、10年以下の
懲役又は50万円以下の罰金に処する。

山口県PTA連合会

